

札幌市基金条例の一部を改正する条例案

令和2年（2020年）2月18日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市基金条例の一部を改正する条例

札幌市基金条例（昭和39年条例第6号）の一部を次のように改正する。

(1) 第2条第1項に次の1号を加える。

(2) さっぽろ圏人材育成・確保基金（以下「さっぽろ圏人材基金」という。）

さっぽろ連携中枢都市圏（以下「さっぽろ圏」という。）における人材の育成及び確保のための諸事業の推進に資する。

(2) 第4条中「及び市民まちづくり活動基金」を「、市民まちづくり活動基金及びさっぽろ圏人材基金」に改める。

(3) 第8条に次の1項を加える。

11 さっぽろ圏人材基金は、さっぽろ圏における人材の育成及び確保のための諸事業の推進に必要な場合において、予算の定めるところにより、これを処分することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

さっぽろ連携中枢都市圏における人材の育成及び確保のための取組に必要な資金を積み立てること等を目的として、新たにさっぽろ圏人材育成・確保基金を設置するため、本案を提出する。